



愛 媛 県 報

発 行 愛 媛 県

令和 4 年11月 7 日月曜日 第356号外 1

◇ 目 次 ◇
告 示

家畜伝染病予防のための消毒方法の実施..... (畜産課) 1

告 示

○愛媛県告示第1100号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和 4 年11月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 2 実施する区域
愛媛県内全域
- 3 実施の対象となる範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥を合計100羽以上飼養する農場、だちょうを10羽以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める家きんを飼養する農場
- 4 実施すべき者
3の家きんの所有者
- 5 実施の期日
令和 4 年11月10日から同年12月 9 日まで
- 6 実施の方法
消石灰の農場内散布